

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年 1月26日
【会社名】	くら寿司株式会社
【英訳名】	Kura Sushi, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 邦彦
【本店の所在の場所】	堺市中区深阪1丁2番2号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪府貝塚市小瀬188番地
【電話番号】	072 (493) 6189
【事務連絡者氏名】	取締役経理本部長 津田 京一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2023年1月25日開催の当社第27期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年1月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ・変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ・変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ・上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 経営基盤の一層の強化・充実を図るため、役員取締役として会長職を定めることができる旨を現行定款第20条に追加するものであります。

2. 変更の理由

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p style="text-align: center;">削除</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件					
田中 邦彦	272,986	46,335	-	(注)2	可決(85.5%)
田中 信	306,890	12,431	-		可決(96.1%)
久宗 裕行	306,950	12,371	-		可決(96.1%)
伊藤 敬人	306,935	12,386	-		可決(96.1%)
田中 節子	306,699	12,622	-		可決(96.0%)
津田 京一	306,859	12,461	-		可決(96.1%)
岡本 浩之	307,045	12,276	-		可決(96.1%)
藪内 薫	307,062	12,259	-		可決(96.1%)
久保山 路子	307,876	11,447	-		可決(96.4%)
池田 安希子	307,970	11,353	-		可決(96.4%)
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
山本 保	305,341	13,974	-	(注)2	可決(95.6%)
大田口 宏	270,117	49,199	-		可決(84.6%)
北川 洋士	294,382	24,934	-		可決(92.2%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上